

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成30年 4月 1日～平成34年 3月 31日までの4年間

2 目標と対策

目標①： 平成29年1月～12月の職員一人あたりの年次休暇取得日数が13.7日であったことを踏まえ、平成33年度までにこれを15日以上にする。

<対策>

- 業務の副担当を設けるなど業務の全般的な見直しをする中で、職員が休暇を取得しやすい環境を整備する。
- 管理職が率先して休暇を取得し、他の職員の休暇取得を積極的に促す。
- 所内の部長会議で、計画期間中の年次休暇取得状況を共有し、目標達成に向け改善が見られない場合は、さらなる推進策を検討する。
- 毎年、5日間の連続した年次休暇の取得を推奨する。

目標②： 平成29年4月～翌年1月の月の職員一人あたりの時間外勤務時間数が15.2時間であったことを踏まえ、平成33年度までに年度の月平均を12時間以内にする。

<対策>

- 毎週水曜日及び毎月例月給与支給日を所内一斉定時退勤日（「ノー残業デー」）とする。
- 所内の部長会議で、計画期間中の時間外勤務の状況を共有し、目標達成に向け改善が見られない場合は、さらなる推進策を検討する。

目標③： 職員の仕事と子育ての両立をより一層推進するため、現行の支援制度の見直しを図る。

<対策>

- 早期に制度の見直しを行うとともに、PDCAを回しながら随時制度の見直しを図る。

目標④： 職員の仕事と子育ての両立支援制度の利用を促進するため、支援体制を整備する。

<対策>

- 早期に体制の整備を行うとともに、PDCAを回しながら随時体制の見直しを図る。

※ 上記目標及び対策については、計画期間中であっても必要に応じて見直しを図るものとする。